

平成26年第1回定例会

総務常任委員会会議録

(平成26年3月5日)

栄町議会

総務常任委員会

議事日程

平成26年3月5日（水曜日）午前11時30分開会

事 件（1）付託議案の審査

議案第5号 栄町ふるさと応援基金条例

議案第11号 栄町消防長及び消防署長の資格を定める条例

出席委員（14名）

委員長	藤村 勉 君	副委員長	松島 一夫 君
委員	菅原 洋之 君	委員	鈴木 照夫 君
委員	大野 徹夫 君	委員	橋本 浩 君
委員	金島 秀夫 君	委員	染谷 茂樹 君
委員	山田 真幸 君	委員	野田 泰博 君
委員	高萩 初枝 君	委員	戸田 栄子 君
委員	大野 博 君	委員	大澤 義和 君

欠席委員

なし

出席委員外議員

なし

説明のため出席した者

総務課長	長崎 光男 君	財政課長	中澤 寿司 君
企画政策課長	新村 政美 君		

消防長	奥野 三男 君	消防防災課長	高塚 茂明 君
-----	---------	--------	---------

出席議会事務局

事務局長	湯原 国夫 君	書記	野平 薫 君
------	---------	----	--------

◎ 開 会

○委員長（藤村 勉君） ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（藤村 勉君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 5 号栄町ふるさと応援基金条例及び議案第 1 1 号栄町消防長及び消防署長の資格を定める条例であります。

お諮りします。議案第 5 号及び第 1 1 号については、審査の必要から町執行部の出席を求めことにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（藤村 勉君） 異議なしと認めます。よって町執行部の出席を求めことに決定いたしました。

◎ 議案第 5 号

○委員長（藤村 勉君） それでは、議案第 5 号栄町ふるさと応援基金条例を議題といたします。既に本会議において提案理由の説明をいただいておりますが、補足説明があればお願い致します。新村企画政策課長。

○企画政策課長（新村政美君） 昨日の本会議の方で、栄町ふるさと応援基金条例について提案理由並びに内容の説明をさせていただきましたが、町では、町づくりを応援しようとしてくださる個人や団体をお願いするなどして、積極的にふるさと応援基金を諮っているところでございます。その、ふるさと応援基金をまちづくりを応援してくださる個人や団体から送られた方々に対して、その用途の明確化を図るために今回ふるさと応援基金を設置しようとするものでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。野田委員。

○委員（野田泰博君） 応援基金をしてくれた人の名前とかなんかは、公表するんですか。

○委員長（藤村 勉君） 新村企画政策課長。

○企画政策課長（新村政美君） 名前を公表しても良いというような方がいれば、申込みの時に名前を公表しても構わないとか、そういう形でその方の意向を取っておりますので、公表しても良いという方については、公表しております。公表してもらったら困るという方については、公表はしていません。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

- 委員（野田泰博君） その時の公表の仕方というのは、どういうことをやるんですか。
- 委員長（藤村 勉君） 新村企画政策課長。
- 企画政策課長（新村政美君） 町の広報等に載せてございます。
- 委員長（藤村 勉君） 他にございますか。金島委員。
- 委員（金島秀夫君） 管理の2、基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券とあるんですけども、有価証券とは、どのようなものですか。
- 委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。
- 財政課長（中澤寿司君） その時々で有利ということで、1つの例としては、国債だとかということもあろうかと思いますが、現実的には、通常、定期だとかそういう形で積立てるといような形になろうかと思いますが、一般論としてはそういう形で運用という形になろうかと思います。
- 委員長（藤村 勉君） 他にございますか。菅原委員。
- 委員（菅原洋之君） この、ふるさと応援基金の方なんですけれども、これは、昨日ちょっとお聞きしましたけれども、何項目かに分かれてこの事業に対して基金したいんだとか、そういうのって何項目位設定していますか。
- 委員長（藤村 勉君） 新村企画政策課長。
- 企画政策課長（新村政美君） 平成25年度については4項目です。1つは、高齢者子ども達の事業のため、2項目めとしては、商工業の活性化、町おこしのための事業、3項目としましては、スポーツに親しむための事業、4項目としては、その他、町長が必要と認める事業というような形の4項目になっております。
- 委員長（藤村 勉君） 他にございますか。山田委員。
- 委員（山田真幸君） 1個だけ、いま、菅原議員からその関連なんですけど、まず、寄付者がこういうやつに使ってくれよって、例えば、その項目とんでもないことで使ってくれよみたいなことが、もし、あったとしたらどの辺のところで対処するのか、寄付してもらった方が良いので。
- 委員長（藤村 勉君） 新村企画政策課長。
- 企画政策課長（新村政美君） 基本的には、4項目掲げさせていただいてありますが、扱いとしては、その方の希望として、こういう形に使って頂きたいということでございますので財源とすれば、指定寄付金ではなくて、一般財源の扱いをしておりますので、それについて頂いた寄付金をどの事業に充てたかということを確認していくためでございますので、そのようにご理解をいただければというふうに思います。ただ、今後はこういうことに使ってくれというようご意見は、反映できるような形はして行かなければいけないという考えは持っております。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） 山田委員。

○委員（山田真幸君） それは、基金の管理7条であります、基金の管理に関し、必要な事項は、町長が別に定めるという中において、要綱だとかそういうやつで定めるというような理解をしても良いんですか。

○委員長（藤村 勉君） 新村企画政策課長。

○企画政策課長（新村政美君） この条例の、詳細を決めるのが、別個に定めるというような形で考えておりますので、その様にご理解頂ければと思います。

○委員長（藤村 勉君） 山田委員。

○委員（山田真幸君） それは、要綱とかそういうやつで定めるということで、理解して良いんですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 法規的な面から見ますと、ここでいう様なことについては、一時的には規則です。まず、規則があって、その次に、それをまた詳細に定めていく要綱的なものが必要であれば、それをまた、作っていくという、そういうようにご理解いただければと思います。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。野田委員。

○委員（野田泰博君） すみません、先ほど1つ忘れていた質問があるんですけども、3つめとして、これを基金として繰り入れました。それから、使いました。例えば、A B C Dという項目があって、このAとして使いましたというのは、基金をくれた人に報告は何かするようなことは、考えているんですか。

○委員長（藤村 勉君） 新村企画政策課長。

○企画政策課長（新村政美君） 基本的には、広報とホームページの中で、こういう形で使いましたというような形で掲載をしていきたいというふうに思っています。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） その時、町外から出してくれた人とか、元栄町にいた人とか、そういう人が出した場合、その方たちもその広報送るんですか。

○委員長（藤村 勉君） 新村企画政策課長。

○企画政策課長（新村政美君） 今現在、町外から頂いた方々については、町の広報を送っております。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 第5条に、ふるさとづくりを推進するための事業の財源に充てる時に限り処分できるとあるんですが、役場がやっている仕事でふるさとづくりを推進するための事業でないものってのは、あるんですか。

○委員長（藤村 勉君） 新村企画政策課長。

○企画政策課長（新村政美君） 財政課長がお話しました様に、夏祭りだとか、そういう活性化することによって栄町のふるさとづくりを作っていくという部分について充当していきたいというふうに思っております。ですから、そこに住む方の要は、町外の方のふるさとから考えれば、栄町がふるさとですんで、それを良くするための事業というふうな形からすれば、議員がおっしゃる様に役場でやっている部分については、ほとんどがそういう部分だというふうに考えられるかと思えます。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（藤村 勉君） これにて質疑を終わります。

これより議案第5号に対し、委員各位から討論を含めたご意見をいただきます。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（藤村 勉君） これにて委員各位からの意見・討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤村 勉君） 挙手全員。よって、議案第5号栄町ふるさと応援基金条例は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

◎ 議案第11号

○委員長（藤村 勉君） 続きまして、議案第11号栄町消防長及び消防署長の資格を定める条例を議題といたします。既に本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、補足説明があればお願いします。ありませんか。

（「ございません」の声あり）

○委員長（藤村 勉君） それでは委員のかた、質疑はございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） ちょっとお尋ねしたいことは、3条の2項目めに消防指令補以上の階級云々というふうな条文があるんですけども、消防吏員の階級制度っていうのはどういうふうになっているんですか。

○委員長（藤村 勉君） 高塚消防防災課長。

○消防防災課長（高塚茂明君） この消防署の階級の基準については、まだ、国の政令の方で、定めております。これは消防長以下でございますけれども、その辺で基準が定められております。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 具体的に。例えば消防指令補っていうのがあったけれども、その上は補がなくなって消防指令になるとか、その下はなんだとかっていう。

○委員長（藤村 勉君） 高塚消防防災課長。

○消防防災課長（高塚茂明君） 1番下という言い方が良いかどうかあれですけども、1番下の階級が消防士になっております。それと、消防副士長がありまして、消防士長、消防士令補、消防指令、消防指令長、消防監、栄町の場合は消防監でございます。消防本部によっては、大小規模がございますが、それ以上の階級が消防長等にはもっとついて来るといふふうに見ております。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 今の、栄町消防の階級構成っていうんですか、指令官がいて消防指令長が何人いてというふうなの、おおざっぱで良いからどんな階級になっていますか。

○委員長（藤村 勉君） 高塚消防防災課長。

○消防防災課長（高塚茂明君） 消防監が1名でございます。これは消防長でございます。消防指令長が1名、消防指令が9名、消防士令補が12名、消防副士長が6名、消防士長が3名、消防士が4名ですかね。ちょっとざっくりで申し訳ないんですが。ということで。指令補が、いま1番多いという状況です。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。

[「なし」の声あり]

○委員長（藤村 勉君） これにて質疑を終わります。

これより議案第11号に対し、委員各位から討論を含めたご意見をお聞きます。

[「なし」の声あり]

○委員長（藤村 勉君） これにて委員各位からの意見・討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（藤村 勉君） 挙手全員。よって、議案第11号栄町消防長及び消防署長の資格を定める条例は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

◎ 閉 会

○委員長（藤村 勉君） 以上で総務常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

○委員長（藤村 勉君） 本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午前11時45分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成26年3月14日

総務常任委員会

委員長 藤村 勉